

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

快適職場 ヒューマンウェア重視の時代へ
管理者に欠かせないスキルとは
中災防東京安全衛生教育センター 多田 敏基

特集Ⅱ

墜落へ特化した体感実習で効果
安全に強い人材を育成
ポラスグループ

ニュース

OSHMS の拒否反応解消へ
厚労省 中小事業場向け手引き作成

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2206

2014

3 / 15

■ 災害のあらまし ■

S社員は、一般貨物自動車運送事業のT社において、中型トラックの運転手として、主にスーパーマーケットなどの販売小売店向け商品配送を専ら担当する社員であった。

取引先会社設営のスーパーマーケット商品配送センターに中型トラックを乗り付けて、指定貨物の積み込みを行おうとしていたところ、配送貨物の一部が交通事情によりいまだ到着していなかった。

さらには他の配送貨物の仕分作業が一部完了していなかったため、S社員は他の配送用貨物の積載作業を中断せざるを得ず、担当者に伝達し、センターを離れ、比較的近隣にある行きつけのコンビニエンスストアに入ろうとして徒歩で移動していた。

その時、道路横断中に向かってきた乗用車に驚き、接触を避けようとして飛び避けたところ、側溝に足をとられ捻挫をしてしまった。

■ 判断 ■

労働者が労働契約に基づく労働を提供するに際して、業務が中断される場合も考えられる。

業務の中断は、

①用便や飲水など生理的行為によってもたらされるものや業務行為とはいえませんが、労働者としては避けられないものなど業務に付随する場合

②労働者の悪意的・恣意的な行為や私的な事由によりもたらされる場合

とに分けることができる。

労災保険では、前記①の場合については、業務遂行性があるものと認めるが、②の場合の災害については、業務遂行性がなく、

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21青森会
タカヤ社会保険労務士事務所

所長 高谷裕二郎

第168回

業務外の災害としている。

今回の災害は、業務の中断中に起こったものであり、S社員がコンビニに行った行為が業務に付随するものあるいは、生理的行為であれば、業務遂行性があるということが出来る。

しかし、今回の災害におけるS社員の行為は、会社の予定している通常の作業手順、方法、対処指示などから逸脱したものであり、業務に付随する行為とみることができず、**業務外**の災害と認められた。

■ 解説 ■

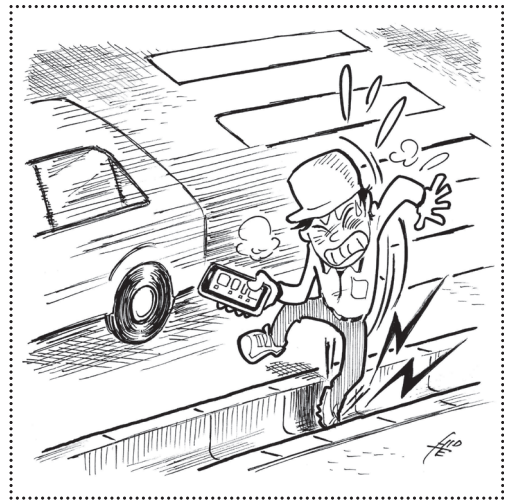
S社員は、T社に通常通り、規定時刻の午前8時30分までに出勤し、アルコール呼気検査を難なくクリアし、自分の担当する中型トラックの始業点検を行った後に、当日に担当するスーパーマーケットの商品配送センターへトラックで向かった。

商品配送センター施設内には、取引先運送会社の運転手のために「待機室」が設営されており、日報などの書類が常置され、電話および事務用デスクも用意されていた。

また、休憩施設としても使用できるように別途ソファーや給湯設備・トイレなども整備されていた。

S社員は、待機室において、日報の記入を終え、配送センターの担当社員に配送する商品荷物の確認をしたところ、一部商品についての未着や仕分け作業の未完により、積み込み作業がこれ以上行えない旨を伝達され、未着荷物の到着や仕分け作業などが完了するまで、1時間程度の作業時間の中断を余儀なくされた。

S社員は、自分の会社に電話で状況連絡し、積み込み作業および移動が遅れる旨伝達してから、待機所を離れ、約200mほど



行ったところにあるコンビニ（店内飲食可能な椅子・テーブル設置店舗）に徒歩移動していた。

4m道路との細いT字路に差し掛かり、スマートフォンを操作しながら歩行していたために、道路奥の住宅街から向かってきた乗用車に気付くのが遅れて驚き、接触を避けようとし飛び退け、フタのない30cm幅の側溝に足をとられて捻挫をしたものである。

積み込み作業の遅れによる手待ち時間

T社では、取引先の都合により作業が中断された場合には、会社に報告するよう日常的に労働者に指示しており、また、逐次状況によって、上司の指示を仰ぐことは確立された慣例となっていた。

配送センターには、T社の労働者を含め出入りの運送業者のために待機所も設置されているため、作業が中断した場合には、待機所において、取引先からの連絡および会社への報告を速やかに行うよう待機することとなっていた。

よって、T社としては、このような場合も手待ち時間であり労働時間であるとしていた。